

建替工事費補助

既存住宅を撤去し建替

1) 対象となる方

朝来市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円(給与収入のみの場合は、給与収入が1,395万円)以下の**兵庫県民の方**。

2) 対象となる住宅

下記の条件をすべて満たす戸建住宅、共同住宅及びマンション

- ア 昭和56年5月31日までに着工されたもの。
- イ 違反建築物でないもの。
- ウ 簡易耐震診断の結果、「危険」、「やや危険」と診断されたもの。
- エ 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)に加入されている住宅または加入する住宅。
- オ 建て替え後の住宅が、建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)に適合すること。

3) 対象となる費用

既存住宅を撤去・解体し現地に新築する費用

4) 補助金額(基本額)

- ・戸建住宅 補助対象となる費用の4/5以内(限度額:100万円)
- ・共同住宅 補助対象となる費用の4/5以内(限度額:40万円/戸)
- ・マンション 補助対象となる費用の1/2以内(別途限度額有)

5) 加算補助

新築される戸建住宅が「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)」による認定を受け、認定通知書の写しを提出する場合、一律10万円

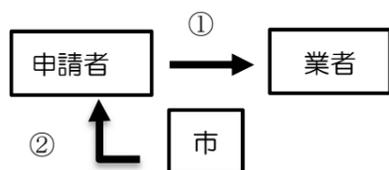
代理受領制度が使えるようになりました

代理受領制度は申請者との契約により、改修工事等を実施した業者が、申請者からの委任を受けて補助金の受領を行うことができる制度です。

代理受領制度のイメージ図(工事費300万円、補助金100万円の場合)

通常

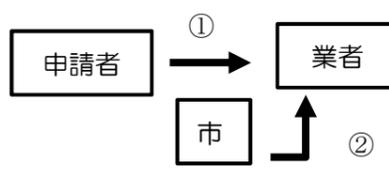
先行して工事費300万を業者に支払う



補助金100万円振込

代理受領制度

業者への支払いは200万円でよい



補助金100万円振込

自己資金が少なくて済みます!

問合せ先: 朝来市都市整備部都市政策課 079-672-6127

~令和6年度朝来市の住宅耐震関連補助について~

お住まいの住宅(戸建の場合)の簡易耐震診断が「**無料**」でできます。
また、耐震改修工事費などに補助金がでます。



なぜ「耐震診断」「耐震改修」が必要なの?

→阪神・淡路大震災及び能登半島地震の教訓

- 阪神・淡路大震災及び能登半島地震では、家屋の倒壊による犠牲者が8割強を占めました。
- ◎大きな被害を受けた建築物のほとんどは、昭和56年以前に建築された耐震性が低い木造住宅で、震度6弱で倒壊する恐れがあると指摘されています。

住宅耐震の流れ

昭和56年5月31日以前に着工した住宅である。

注意!

※過去に診断を受けた住宅は再診断不要。補助申請の場合は、過去の総合判定値の提示が必要。

※補助金交付決定前に工事着手したものは補助対象外。

簡易耐震診断を無料で行う(P. 2)

総合判定値が1.0未満

総合判定値が1.0以上

補助対象になる

補助対象にならない

既存の家を改修

現地に建替え

そのまま居住

耐震改修計画策定費補助 P. 3
【最大27万円の補助金】

建替工事費補助 P. 4
【最大110万円の補助金】

耐震改修工事費補助 P. 3
【最大120万円の補助金】

※既存住宅の改修は、計画策定を行ってからです。

※補助金の金額は、条件によって異なりますので、詳細はお問合せください。

「朝来市簡易耐震診断推進事業」について

朝来市では、「昭和56年5月31日以前」に着工した住宅の簡易耐震診断を実施しています。

【条件】

- 建物の過半が居住の用に供されているもの。
- 枠組壁工法、丸太組工法、その他大臣認定工法によるものは対象外です。
- 過去に兵庫県、朝来市の「わが家の耐震診断推進事業」の適用を受けていないもの。
- 共同住宅は管理組合の議決が必要となります。
- ◎増改築を行っていない住宅(判断が難しいときは、相談願います。)

【費用】

- 診断費用の1割は申請者負担になります。
- 戸建の場合、申請者負担額については市が負担します。(実質無料で診断できます。)

【申込方法】

- 事前に都市政策課へご相談いただき、お渡しする申込書に必要事項を記入の上、提出をお願いします。
- 申込書には、「兵庫県に登録している耐震診断員」を記入する必要がありますので、申込の際にご相談ください。

【調査内容】

申込書に記載した耐震診断員が、申込者と直接日程調整を行い、現地に出向き、所有者からヒアリングを行い、目視の範囲で調査します。

具体的には、室内に入り各室の間取りを調べます。建物図面が無い場合は、耐震診断員が診断に必要な簡単な図面を作成します。壁の仕上げ材料をはがして筋交いの有無などの調査を行うことはありません。ただし、屋根裏や天井裏、床下の確認ができる状況であれば、可能なかぎり調査いたします。また、診断結果についての説明を行います。

耐震診断の結果（木造戸建住宅の場合）

評点 0.7 未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

簡易耐震診断では、診断結果を「総合評定値」として数値化し申込者の方へ報告します。

評定値が1.0未満の建物については、耐震化の補助メニュー(P. 3~P. 4)をご利用ください。

住宅耐震化の補助メニューについて

既存住宅の改修補助

住宅耐震改修計画策定費補助

1) 対象となる方

朝来市内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方(個人所有に限る)。

2) 対象となる住宅

下記の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、マンション、賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る)も含まれます。

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。

イ 違反建築物でないもの。

ウ 簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの。

エ 兵庫県住宅再建共済制度(フェッド共済)に加入されている住宅または加入する住宅。

3) 対象となる費用

地震に対する安全性を確保するための耐震改修計画の策定(補強設計及び工事費見積書の作成)とそれに伴う耐震診断に要する費用。

4) 補助金額(基本額)

- ・戸建住宅
補助対象となる費用の2/3以内(限度額:20万円)
- ・共同住宅
補助対象となる費用の2/3以内(限度額:12万円/戸)
- ・マンション
補助対象となる費用の2/3以内(別途限度額有)

5) 加算補助(戸建住宅のみ)

補助対象となる費用の7/30以内(限度額:7万円)
加算補助の条件として、業務を行う建築士が、市内に存する建築士事務所に所属する者であることが必要です。

住宅耐震改修工事費補助

1) 対象となる方

朝来市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円(給与収入のみの場合は、給与収入が1,395万円)以下の兵庫県民の方。

2) 対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助と同じです。

3) 対象となる費用

- ① 地震に対する安全性を確保するためのもので、次の一般型工事(附带工事を含む)に要する費用。
 - ア 柱、梁、壁、筋交い及び基礎の補強。
 - イ 屋根の軽量化。
 - ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強。
- ② 上記①に併せて実施する内装工事費。
ただし、次に掲げるものは対象外。
 - ア 家具工事(作り付け家具も含む)。
 - イ 照明器具、キッチン、ユニットバスなどの設置工事。(ただし、撤去費は対象となります。)
 - ウ 建具工事。(ただし、耐力壁の設置に伴い必要となる工事は対象となります。)

4) 補助金額(基本額)

- ・戸建住宅
補助対象となる費用の4/5以内(限度額:100万円)
- ・共同住宅
補助対象となる費用の4/5以内(限度額:40万円/戸)
- ・マンション
補助対象となる費用の1/2以内(別途限度額有)

5) 加算補助(戸建住宅のみ)

補助対象となる費用の1/4以内(限度額:20万円)

6) 注意事項

耐震改修工事を受けるには、兵庫県に登録している業者との契約が必要です。